自立援助ホーム そなえ 令和2年度事業報告

- 1. ホームの概要
- ① 施設種別 自立援助ホーム
- ② 所 在 地 〒740-0034 岩国市南岩国町5丁目19番12号
- ③ 定員 女子6名
- ④職員構成
- (1) ホーム長(ケアワーカー兼務) 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。
- (2) ケアワーカー

2名 子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

さまざまな課題を持ち入居をしてくる子どもたちが自分自身と向き合えるよう安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りに配慮し、子どもの自己表現を受け止め、適切な方向へ導いた。

3. 支援方針

①個別化

それぞれの子どもの課題に気づき、子どもの課題や目標に合った関わり方を心掛けた。 また、子どもの自立支援計画を策定し、それに基づく生活支援、学習支援等により、子ど も一人一人に対し、最善の支援を行うよう努めた。

②就労支援

子どもの携帯電話やホームの公用携帯を使用しインターネットで子どもたちが自ら就労 先を探す環境をつくった。

③教育

専門学校や短期大学への進学実現も計画、準備し通学出来た。支援学校卒業者も関係機関就労する事が出来た。在学中は学校とホームで情報共有し連携を深めた。また就寝前に希望があれば登校前の起床時の声掛けをするなどした。学習支援に関して、子どもから希望があれば地域の『とりで塾』など利用し参加するなどした。ホームのケアワーカーが子どもの要望に応えて直接学習支援を行った。

4)家族

家族関係の継続が可能な子どもは保護者との連絡を不定期的で行い、子どもと保護者の関係が切れないよう配慮した。また、携帯電話を持った子どもは家族とどのように連絡を取っているか等、子どもからも様子を伺い、関わりの把握に務めた。時機をみて家族の来所を促すなど家族間の調整をして親や祖父母との面談をする取り組みなども行った。

4. アフターケア

退居してからが真に支援が必要な時期であることを理解し、退居した子どものアフターケアを重点目標と捉え、計画的、組織的に取り組んだ。また、自立退居した子どもについては、個人的なやり取りも含めて、何気ないやり取りから関係を切れないよう子どもの生活を気にかける事が必要だと考えラインや通話等で連絡をした。訪問しやすい環境を心掛け、ホームに立寄った時は場所替えをして【めぐり】などで食事をした。また、県外に移住した子どもに関しては他用事の機会に連絡をして面談を行い、近況把握をした。

5. 生活支援

①社会生活関係

(金銭管理)

基本的には自己管理としたが、自己管理ができない子どもの場合は安心安全の為に本人 同意のうえホーム管理を行った。 自己管理をしている子どもには、貯金残高を適時聞聞い た。

(掃除・洗濯等)

基本的には個々に行った。きちんとできない子どもにはケアワーカーが声掛けをし一緒に行った。家電製品使用方法、洗剤などの使用料などは適時、取扱説明書を共に見て行った。

②性教育

性病、避妊、妊娠ついては日常的に会話して行った。異性関係を把握できるよう会話などから把握し状況を記録した。

6. 入 居

児童相談所からの一時保護委託、岩国市のショートステイは空きがあれば積極的に受け 入れ、入居についても事前に担当児童相談所と協議した上で基本的には受け入れた。

7. 医療

入居時、子どもは保護者の健康保険に加入していた為収入が多くなった、正社員になった子どもは親の扶養をはずれ国民健康保険や社会保険に変更加入した。精神科、心療内科、婦人科に通院の必要な子どもに関しては、同行し受診した。服薬管理が必要とみられる子

どもは事務室で管理した。服薬の自己調整が出来る子は管理希望があれば管理し、必要時 手渡しを行った。その他、希望する子どもに対してはインフルエンザの予防接種をホーム が費用負担して接種させた。

8. 食事

ケアワーカーが子どもと会話しながら調理を行い、リクエストメニューにも応えられるよう工夫し温かみのある食事の提供を行った。食事は温かいうちに摂取できるようレンジなどを活用して行った。朝昼の食事希望時は子どもが札掛けを行い決められた時間に食べるように声掛けした。地域から食材寄付の提供があり有効活用した。

9. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先した。

また、「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」(山口県子どもソーシャルワーク研究会:開発)を活用し、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応をケアワーカー間で統一共有した。

さらに、「こども会議」を必要に応じて開催し、子どもの生活における困りごとや提案を 聞き修正する取り組みを行い、子どもと話し合って生活を作るという文化の醸成を図った。

10. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談をホーム長にし、指示を受けた。ホーム長と連絡が取れない場合は各自判断のもと警察や病院など連絡や対応を行い、ホーム長へ報告をした。 事故後は事故報告書を早めに作成し、必要関係機関に送った。

11. ヒヤリハット

子どもから受けたヒヤリとした出来事・反応やハッとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行えるようにした。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハットすればその都度記入作成し、ケアワーカーは職員会議でヒヤリ・ハットを振り返り共有を行えるようにした。

12. 機関連携

子どもの自立支援のための取組として、子どもの不法行為に対して岩国警察署との連携、 児童福祉司の定期的な面接調整などを実施した。

その他、ボランティアの受け入れを積極的に行い、掃除、遊びの同伴など地域住民の協力を得た。

13. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に 行った。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人、保護者から同意を得た 上で行った。

14. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努めた。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第 3 者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明をした。第 3 者委員の関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に年に一度、第 3 者委員と夕食を摂ることで顔を合わせして少しでも相談しやすい関係作りなどの配慮は今回、コロナ禍により出来なかった。

担当児童相談所へ子ども自身が直接電話し相談や苦情を言い、その他子どもが各自関わりのある関係機関に直接的なやりとりをホームとして子ども達へ奨励した。

15. 職員研修

コロナ禍により県内外の研修には参加を控え、ケアワーカーは【NPO 法人とりで】主催の法人研修に参加した。

山口県ひとづくり財団の主催する研修、中・四国自立援助ホーム協議会が主催する研修、 全国自立援助ホーム協議会が主催する研修はコロナ禍により参加しなかった。

また、毎月 1 回「かかわりの記録」をケアワーカーは作成、子どもとのかかわりで気になった、あるいは未消化となったかかわりなどを記録し、その際の自らの行動や感情を振り返り、その内容は月 2 回の職員会議で協議し合った。

16. 会議

月2回は全ケアワーカーが集まり職員会議を行った。内容は子どものケアやホーム運営 全般のこととした。ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つため にこども会議を必要に応じて行えるよう日程調整をし、行った。

17. 防災訓練

避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに迅速に対応できるようにした。 また、 火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順 の確認作業を行った。

18. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化の保持を心がけた。子どもがより良い環

境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞きその都度ケアワーカー間で話し合った。コロナ禍対策として屋内全体の除菌作業し、部屋ごとに空気清浄機等を購入し備えた。庭兼駐輪場の雑草除去も適宜行った。

19. 住民理解

コロナ禍において住民への説明会や自治会行事はなかった。